

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
 TEL (06) 63383-2211
 FAX (06) 63382-8160
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

高齢者の医療費2倍化法は廃案に

いま国会で75歳以上の医療費負担を1割から2割に引き上げる法案が審議され、衆議院の厚生労働委員会でも決され通過しました。75歳以上の高齢者が一人の世帯で年金収入等（年金収入とその他の所得金額の合計）が200万円以上、複数の世帯で380万円以上かつ住民税の課税所得が28万円以上であれば適用されます。2022年度後半からの施行が狙われています。

まずこの医療費負担引き上げは現役世代の負担軽減を理由としています。しかしこれによって現役世代が軽減される負担は年間保険料で数百円程度です。高齢者と現役世代と対立させ国・政府が自らの医療費の拠出を抑えようとしている意図は明らかです。増えた窓口負担は高齢者の家族が肩代わりすることにもなりかねません。受診抑制を招く点も指摘されています。審議で野党の要求により政府から示された研究論文では、過去の窓口負担上げが受診抑制を招いていることを示すものばかりです。またこの収入基準は法律ではなく政令で定められるため、政府の判断で国会審議の必要なく基準を変えることができます。

いま年金を受給しながら営業を続ける方が増えていますが、できる限り現役で頑張りたいという仲間も多いですが、無年金や少ない基礎年金のため営業を続ける実態もあります。運動として反対の声をあげていきましよう。

拡大統一行動

読者3名・お試し読者3名の成果

いま全国の民商では2年に1回の全商連総会の折り返し地点となる全国会長・事務局長会議が開催される7月11日に向けて仲間を増やす運動を強化しています。吹田民商では6月30日に役員・事務局10名で統一行動に取り組みました。4組に分かれてそれぞれ中央、あい川、吹南、山田の地域を訪問し、お試し読者を広げる活動をしました。中央支部では普段からよく回る商店街から外れた道路沿いのお店など自転車で回りました。その中で消防署の隣に新しく開業したマッサージュ店を訪問。対話でお試し読者になつてくれました。あい川支部は南高浜などの地域を訪問。飲食店が多く宣言中に休業しているお店が多いなか、理容室とラーメン店で対話を広げました。

山田支部は宣伝カーを運行しつつ訪問を行いました。元会員や途中で見つけた新規開業のお店などを回りました。最後に回った貸し切り専用の喫茶店は宣言で休業中のためお話し購読にはなりませんでしたが、対話で民商に興味を持ってくれた様子でした。吹南支部は市役所周辺の泉町などの店舗を中心に回りました。小売店ではお話し購読を勧めたところそれなら1カ月でも新聞代を払って読ませてもらいますと読者になっていただきました。元会員さんも訪問して1名の読者、お店訪問でお話し購読2名を増やすことができました。

国民年金保険料の免除制度

今年度の国民年金保険料は月額16610円です。年間で20万円近くになり毎年引上げられ軽い負担ではありません。納付が難しい場合はまず免除制度や猶予制度を活用しましょう。免除された場合は年金受給額のうち国庫負担分が保障されます。保険料分は免除の割合によって変わります。滞納すれば受給に必要な資格期間の対象にならないため、払えない場合はまず免除申請しましょう。また免除されてから10年以内は支払いが可能であれば免除分を後から追納することもできます。免除の基準となる所得金額は6月までに申請した場合は前々年の所得が、7月以降に申請すれば前年所得が基準となります。またコロナ特例で基準となる前年所得が高くても、影響を受けて所得が減少する場合は見込みで申請することも可能です。

対象となる前年所得の金額

全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予制度	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円

家族の保険料未納にも注意を

あまり知られていませんが国民年金保険料の納付義務者は対象となる本人だけでなく、世帯主と配偶者にも納付義務が課せられています。以前会外の年金生活者から相談では、住民票を異動しないまま別居している子どもが保険料を払えない状況が続いていたところ、父親の年金受給口座が年金事務所から差し押さえられたとの事例もありました。家族の保険料未納にも注意してください。

伝言板

府営住宅の申し込み

6月1日（火）～6月15日（火）
 申込用紙は民商事務所にあります。お問い合わせください。

協力金・支援金制度の相談会

6月7日（月）14時00分・9日（水）19時00分
 申請期間中の吹田市中小事業者応援金、時短協力金の相談会です。

無料法律相談

6月17日（木）13時00分
 北大阪総合法律事務所の出張相談会です。相談を希望される方は予約の連絡をください。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！